

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（禁止行為）</p> <p>第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第八十五条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> | <p>（禁止行為）</p> <p>第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第八十五条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> |

四〇六 (略)

6 (略)

(外国保険会社等の届出事項等)

第六百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先又はその日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第九十二条 (略)

2・3 (略)

四〇六 (略)

6 (略)

(外国保険会社等の届出事項等)

第六百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先又はその日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 （略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 （略）

5 （略）

（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）

第二百八条 （略）

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 （略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 （略）

5 （略）

（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）

第二百八条 （略）

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三（略）

3～7（略）

（届出事項等）

第二百一十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五（略）

二・三（略）

3～7（略）

（届出事項等）

第二百一十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五（略）

| | |
|--|--|
| <p>5 (略)</p> <p>(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為) 第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>5 (略)</p> <p>(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為) 第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |
|--|--|